静岡市報

No. 81
静岡市葵区追手町５番１号
発　行　所　　静岡市役所
編集兼発行人　静岡市長
発　行　日　　毎月１日・随時

目　　次

条　　例

○静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

○静岡市恩田原スポーツ広場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

規　　則

○静岡市霊柩自動車利用条例施行規則を廃止する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

○静岡市会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

○静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

上下水道局管理規程

○静岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程・・・11

○静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・12

上下水道局告示

○静岡市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定に関する告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇　静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例（令和８年静岡市条例第１号）

本条例において静岡市史跡片山廃寺跡整備委員会を静岡市附属機関として規定しているが、国指定史跡「片山廃寺跡」の名称が「駿河国分寺跡」に変更されたことから、所要の改正をすることとした。

◇　静岡市恩田原スポーツ広場条例の一部を改正する条例（令和８年静岡市条例第２号）

駿河区恩田原・片山地区において、静岡都市計画事業恩田原・片山土地区画整理事業の換地処分に伴い住所の変更が行われることから、所要の改正をすることとした。

条　　例

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年２月２日

静岡市長　難　波　喬　司

静岡市条例第１号

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１市長の表中「静岡市史跡片山廃寺跡整備委員会」を「静岡市史跡駿河国分寺跡整備委員会」に、「片山廃寺跡の」を「駿河国分寺跡の」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市恩田原スポーツ広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年２月２日

静岡市長　難　波　喬　司

静岡市条例第２号

静岡市恩田原スポーツ広場条例の一部を改正する条例

静岡市恩田原スポーツ広場条例（令和２年静岡市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第１条の表中「静岡市駿河区恩田原82番地」を「静岡市駿河区恩田原118番地の２」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

規　　則

静岡市規則第１号

静岡市霊柩自動車利用条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

令和８年１月15日

静岡市長　難　波　喬　司

静岡市霊柩自動車利用条例施行規則を廃止する規則

静岡市霊柩自動車利用条例施行規則（平成15年静岡市規則第172号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

静岡市規則第２号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和８年１月29日

静岡市長　難　波　喬　司

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第75条中第24号を第25号とし、第23号の次に次の１号を加える。

(24) 静岡市物価高対応子育て応援手当

附　則

この規則は、令和８年１月30日から施行する。

静岡市規則第３号

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和８年２月12日

静岡市長　難　波　喬　司

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第235号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項第１号中「第１条の３第１項の表（い）項」を「第１条の３第１項の表１（い）項」に改め、同項第２号中「第１条の３第１項の表（る）項」を「第１条の３第１項の表２（29）項」に改める。

第８条中第１号及び第２号を次のように改める。

（１）省令第１条の３第３項、省令第10条の４の２第１項又は省令第10条の16第１項若しくは第２項に様式が定められた認定の申請

（２）省令第10条の４第１項又は省令第10条の16第１項、第２項若しくは第３項に様式が定められた許可の申請

第８条第３号を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第１号

静岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和８年２月６日

静岡市公営企業管理者　遠　藤　正　方

静岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

静岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年静岡市企業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

様式第２号の２その１中「静岡市上下水道局公金取扱金融機関」の次に「(株式会社ゆうちょ銀行を除く。)」を加える。

様式第２号の２その３を削る。

様式第14号中「静岡市上下水道局公金取扱金融機関」の次に「(株式会社ゆうちょ銀行を除く。)」を加える。

附　則

(施行期日)

１　この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

２　この規程の施行の際、現に改正前の静岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の様式により通知されている文書は、改正後の静岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の相当様式により通知された文書とみなす。

静岡市上下水道局管理規程第２号

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和８年２月６日

静岡市公営企業管理者　遠　藤　正　方

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

様式第６号その７中「給水装置工事に伴う納入金」を削り、「、公金取扱金融機関」を「公金取扱金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）」に、「㊞」を「印」に改める。

様式第６号その８を次のとおり改める。

【様式は掲載省略】

様式第６号その９から様式第６号その16までを削る。

様式第７号中「公金取扱金融機関」の次に「(株式会社ゆうちょ銀行を除く。)」を加え、「㊞」を「印」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際、現に改正前の静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の様式により通知されている文書は、改正後の静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の相当様式により通知された文書とみなす。

上下水道局告示

静岡市上下水道局告示第４号

静岡市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定に関する告示（平成15年静岡市企業局告示第２号）の一部を次のように改正する。

令和８年２月６日

静岡市公営企業管理者　遠　藤　正　方

表中

「

株式会社中京銀行	本店、支店及び出張所

を

」

「

株式会社あいち銀行	本店、支店及び出張所

に

」

改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。